

# 「生命科学・医学系研究に関する情報公開文書」

研究機関名：東北医科薬科大学

受付番号	2024-2-038
倫理審査（初回審査）	2024年7月3日
研究課題名	当院の1型糖尿病患者における自動化インスリンポンプ治療導入が血糖コントロールに及ぼす影響
研究の対象	2022年1月1日～2024年2月25日に当科で糖尿病診療が行われ、その期間中にMiniMed 770G (Medtronic社)による自動化インスリンポンプ療法があらたに導入された患者さん。
研究の概要 (試料・情報の利用目的及び利用方法)	<p>研究目的：本研究は当院の診療録（カルテ）を後向きに情報収集して、自動化インスリンポンプ療法を導入する前と後における血糖コントロールの変化を明らかにするものです。</p> <p>研究の方法：患者さんの過去の診療情報を診療録（カルテ）から年齢、性別、身長、体重、治療歴、HbA1c、血糖値の情報を収集、分析して、自動化インスリンポンプ療法を導入前後の血糖コントロールの変化を分析します。</p> <p>個人情報の保護：試料・情報は解析する前に、氏名・生年月日・住所等の特定の個人を識別できる記述を削除し代わりに研究用の番号を付け、どなたのものか分からないようにします。また、この研究で取得した患者さんの治療に関する情報は、論文等の発表から10年間は保管され、その後は患者さんを識別する情報を復元不可能な状態にして破棄されます。また、患者さんが本研究に関するデータ使用の取り止めを申出された際、申出の時点で本研究に関わる情報は復元不可能な状態で破棄（データの削除、印刷物はシュレッダー等で処理）いたします。</p>
研究期間及び 試料・情報の 利用開始予定日	2024年7月16日～2025年12月31日
調査データ該当期間	2022年1月1日～2024年5月31日
研究に用いる試料・ 情報の種類	情報：年齢、性別、身長、体重、治療歴、HbA1c、MiniMed 770G システムに記録された血糖値指標血糖値
お問い合わせ先	本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の患者さんの個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することができますのでお申出下さい。 また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしく

	<p>は患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。なお、お申し出による不利益が生じることはありません。ただし、すでにこの研究の結果が論文などで公表されている場合には、提供していただいた情報や試料に基づくデータを結果から取り除くことが出来ない場合があります。なお公表される結果には、特定の個人が識別できる情報は含まれません。</p> <p>【照会先及び研究への利用を拒否する場合の連絡先】</p> <p>東北医科薬科大学病院 糖尿病代謝内科</p> <p>連絡先担当者：澤田 正二郎</p> <p>研究責任者：澤田 正二郎</p> <p>〒983-8536 仙台市宮城野区福室 1-12-1</p> <p>電話番号：022-295-1221(代)</p>
--	---

#### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：上記「お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

#### ＜個人情報保護法第21条＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

当院が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、当院の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。 診療情報に関する保有個人情報については、東北医科薬科大学病院 医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「個人情報保護方針」をご覧ください。

#### 【東北医科薬科大学病院 個人情報、患者さんの権利】

[https://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/about/privacy\\_policy.html](https://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/about/privacy_policy.html)

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

#### ＜個人情報保護法第33条＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合